

「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置

「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価について」(令和 7 年 2 月 18 日付け土技第 1402 号)により、「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」(以下「新技術者単価」という。)が決定され、令和 7 年 3 月 1 日より適用されることとなった。

これに伴い、次のとおり建設コンサルタント業務等の委託契約の取扱いについての特例措置を定める。

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等(測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。)の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価について」(令和 6 年 2 月 19 日付け土技第 1354 号)を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結すること。

付則(令和 7 年 2 月 28 日まちなみ共創部技術総務課技術管理室長決裁)

この特例措置は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別 表

- (1) 那霸市業務委託契約約款第 32 条
- (2) 那霸市業務委託契約約款(土木設計等)第 56 条
- (3) 那霸市業務委託契約約款(建築設計 A)第 56 条
- (4) 那霸市業務委託契約約款(建築設計 B)第 56 条
- (5) 那霸市業務委託契約約款(工事監理)第 46 条
- (6) 那霸市業務委託契約約款(磁気探査)第 32 条
- (7) 那霸市業務委託契約約款(用地調査等)第 56 条
- (8) 那霸市業務委託契約約款(意図伝達)第 49 条